

早稲田大学校友会 草加八潮稲門会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、早稲田大学校友会草加八潮稲門会と称する。

(目的・理念)

第2条 1. 本会は、草加稲門会の活動を継承し、草加八潮の合同により活動をさらに発展させることを目的に設立する。
2. 本会は、会員相互間の交流・親睦と相互援助、ならびに相互啓発を図り、あわせて早稲田大学校友会との密接な連携を通じて大学の発展と地域文化向上に寄与することを目的とする。

(会員・組織)

第3条 1. 本会は、草加市・八潮市に在住又は在職する次の該当者をもって構成する。
(1) 早稲田大学に在籍した者
(2) 早稲田大学の現・旧教職員、在学生
(3) 推薦校友
(4) その他、会員及び幹事会の推薦を受けた早稲田大学関係者
2. 本会へ入会を希望する者は、入会申込書を提出し役員会の承認を得るものとする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 役員等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長・・・1名 (2) 副会長・・・若干名 (3) 幹事長・・・1名
(4) 幹事・・・25名以内 (5) 会計・・・1名 (6) 監査・・・1名
(7) 事務局長・・・1名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代行して会務を統括する。
- (3) 幹事長は、会長および副会長を補佐し会務を処理する。
- (4) 幹事は、役員会の組織のもと会務を分掌し執行する。
- (5) 事務局長は、役員会で決定した事項の実施推進を担当する。
- (6) 会計は、本会の会計を担当する。
- (7) 監査は、本会の財務状況を監査する。

(役員を選出および任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、任期は2年とする。但し留任を妨げない。

(顧問)

第8条 会長は役員会の合意に基づき、顧問を若干名委嘱することができる。

第3章 会議

(総会)

第9条 1. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回会長が招集して次の事項を審議し決議する。

- ① 事業報告及び収支決算についての事項
- ② 事業計画及び収支予算についての事項
- ③ 役員を選任についての事項
- ④ その他本会に関する事項

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めた時会長が招集する。

3. 総会は会長が議長となり、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(役員会)

第10条 1. 本会の運営に関する基本事項については、会長が役員会を招集し議長となりその審議を経て決定するものとする。

2. 役員会は第5条に定める役員で構成し、必要に応じて顧問の出席を求めることができる。

第4章 会計

(年会費)

第11条 年会費は3,000円とし、運営費は、会費・補助金・寄付金の収入で賄うものとする。なお、在学学生及び大学卒業後10年以内の会員については、年会費を徴収しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(収支決算)

第13条 本会の収支決算は、会計監査を経て会計担当役員が総会に報告し、承認を得るものとする。

第5章 補則

(会則の変更)

第14条 本会の会則の変更は、総会において議決する。

(その他)

第15条 本会の会則にないものについては、役員会において協議し総会に提案・決定する。

(会則の発効)

第16条 本会則は令和2年(2020年)8月1日から施行する。これに伴い、草加稲門会規約(昭和56年2月21日施行)を廃止する。